ともに考え、ともに一歩を踏み出す

本会では、当事者を中心に据えた生活困窮社会における地域づくりを目指して平成28年12月から約２年間かけて研究会を開催してきました。10回開催した公開型研究会では、毎回100名を超える方々にご参加いただき、生活困窮問題への関心の高さがうかがえました。京都での実践を学び合い、課題の背景を探ってきた成果を最終報告書にまとめ、次の一歩へつなげていきたいと考えています。今回は、本研究会の2年の取り組みで得られた成果を報告します。

生活困窮とは

例1 シングルマザーと時間の貧困

平日の日中に相談に行く時間の余裕が無い、相談窓口や制度の仕組みが複雑で理解が難しいなど、現在の支援や制度の枠に相談者自身が合せなければ必要な支援を受けることが難しい状況があります。その結果、適切な相談支援窓口に辿り着くまでに、回復したい意欲を削がれ、気力が奪われていくことにつながります。

例2 引きこもりの家族の孤立

経済的な困窮だけではなく、困難を抱えていることを相談することが恥だと感じることで、家族や地域とのつながりを断ち、さらに孤立を深めてしまいます。また、相談窓口へ行っても支援や制度につながりにくく、状況を悪化させてしまうことがあります。

生活困窮者を見逃さない、当事者を孤立させない地域づくり ～京都での実践～

本研究会の10回の公開型研究会では、当事者、関係機関からのレポートにより、生活困窮者問題解決の手がかりを学んできました。実践レポートで明らかとなった生活困窮者問題は、貧困と孤立を共通の課題としながらも、個別的であり、課題解決のための光を示すものでした。

多様です。しかし、一人一人の生活の課題に向き合う実践は、すでに、日々の府内の実践によって蓄積されてきました。これらの実践は、多様な角度からの生活困窮問題に対する有効なアプローチであり、課題解決のための光を示すものでした。その実践を掘り起こし、学び、共有化できたことは、研究会の大きな成果であり、実践をもとに生活困窮者を取り巻く問題のとらえ方や解決のための取り組みを検討してきました。

地域づくりの主体は誰か ―今後の取組み・展開―

2年にわたる研究会を経て、生活に困窮している当事者が必要な支援を受けつつ、自分が望む生活を送ることができるよう、既存の制度の諸条件を整え、充実させることが重要です。また、生活や当事者の状況に合わせてさらに取り組みを開発していく必要性を確認してきました。

本研究会では、今後報告書をもとに取り組みを進めていき、誰もが生き生きと暮らすことのできる地域を当事者、京都府内の関係機関とともに目指していきます。

今回、取りまとめた報告書は、「生活困窮社会における地域づくり研究会」ホームページにて公開しています。

1 すべての府民が生活に困ったときの制度や支援を知ること・理解を広げる

2 当事者とともに相談・支援の仕組みを充実・強化する

3 生活困窮者をはじめ、生きづらさを抱える人が地域でのつながりや役割を実感できる機会をつくる

ポイント1 行政・関係機関とのネットワークにより切れ目なく支援を継続する

参考になる取り組み

行政、地域包括支援センター、民生委員との連携による高齢者の訪問全数調査を実施。関係機関によるケース相談記録の共有化と情報提供の仕組みとを組み合わせ、住民のSOSをキャッチし、確実に相談支援につなぐネットワークを構築。

（地域ネットワークの報告）

ポイント2 地域の中での居場所や役割が当事者自身の回復する力を高める

参考になる取り組み

当事者が生き生きと活躍できる場や役割を地域住民・ボランティアとともにつくる。当事者同士のつながりがあることにより当事者が孤立することなく、困難な状況から回復する力を高める。

求職困難者の職業体験や仕事理解の機会、就労支援ネットワークにより、地域の中で働く場づくりや自己肯定感の回復につなげている。また、生きづらさを抱える人の雇用を通して、企業側にも理解や意識の変化が生まれ、企業風土や経営意識が高まっていく。

（当事者・社協の報告）（中小企業家団体の報告）

ポイント3 施設の機能を活かし、制度のはざまを支える

参考になる取り組み

高齢者や障害者、外国人など、入居や住み替えが難しく、立ち退きが迫られる問題などを抱える住宅確保要配慮者を社会福祉法人が支援している。住居探しのサポートとともに、施設の機能を活かした見守りサービスを提供することにより不動産の貸主の不安を解消する取組みが行われている。

（社会福祉法人の報告）